

疑義照会事前同意における合意書

塩竈市立病院と保険薬局名称：_____ は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上、同意を得てから行うものとする。

記

① 院外処方箋に係る個別の処方医への確認を不要とする項目について

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」（別紙）に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項及び第 24 条に規定する医師への確認がなされたとして、個別の処方医への確認を不要とする。

② 運用開始について

2020 年 11 月 1 日から運用を開始する。

③ 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

以上

(施設住所・名称・代表者)

2020 年 10 月 28 日

住所：〒985-0054 宮城県塩竈市香津町 7 番 1 号

名称：塩竈市立病院

代表者：病院長 福原 賢治



年 月 日

住所：_____

名称：_____

代表者：_____ 印